

富士吉田市農業委員会 令和7年12月定例総会議事録

1 招集期日 令和7年12月25日（木）

2 招集場所 東別館 大会議室

3 出席委員（12名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第1番	藤井 與三郎	第2番	小俣 創	第4番	小俣 俊子
第5番	小野 利壹	第7番	遠山 まさの	第8番	渡邊 孝治
第9番	宮下 師貴	第10番	権正 常夫	第12番	勝俣 道明
第13番	志村 金三	第14番	滝口 倉一		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名であり次のとおりである。
遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員

第6番 渡邊 和英、第11番 羽田 善行

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

第七 議案第5号 農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 加賀美優

事務局次長 井出奈津子

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時00分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦労様です。

ただいまから、富士吉田市農業委員会 12 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 12 名であり、渡邊和英委員、羽田善行委員より欠席の連絡を受けております。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めておりますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、

第 9 番 宮下 師貴 委員、第 10 番 権正 常夫 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 05 分休憩）

（午後 2 時 07 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。第 1 委員会の 2 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第1号 第1委員会の2件の朗読後】

第1委員会の受理番号3の21号につきましては、譲受人が営農を拡大するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。

受理番号3の24号につきましては、譲受人が営農を拡大するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。12月19日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の21号の申請地はホテル鐘山苑の北西約130mに位置しております。申請地では、季節の野菜を栽培するそうです。

受理番号3の24号の申請地は富士吉田消防署の北西約60mに位置しております。申請地では、季節の野菜を栽培するそうです。

以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。第1委員会の2件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第3委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第1号 第3委員会の2件の朗読後】

第3委員会の受理番号3の22号及び23号につきましては、譲受人が営農を開始するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

(調査表に基づき、内容の説明をした。)

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。12月19日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の22号及び23号の申請地は元雇用促進住宅の北西約220mに位置しております。申請地では季節の野菜を栽培するそうです。

以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の2件について採決いたします。第3委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

○ 委員

受理番号3の23号について、3分の2移転とあるのですが。

○ 事務局

こちらにつきましては、所有権の一部移転の申請となります。それぞれ持ち分3分の1と3分の2となる申請となります。

○ 委員

何か意味はあるのでしょうか。

○ 事務局

譲渡人の意向により、このような申請になっております。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優君）

【議案第1号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号3の25号につきましては、譲受人が営農を拡大するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫君）

第4委員会から報告いたします。12月19日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の25号の申請地は元パチンコラッキーの北西約280mに位置しております。申請地では季節の野菜を栽培するそうです。

以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号の農地法第3条許可申請の5件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第四、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優君）

【議案第2号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号4の26号につきましては、申請人が貸家住宅として利用している追認案件です。用途指定地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。12月19日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の26号の申請地は、松尾神社の南東約100mに位置しております。始末書によりますと、約60年ほど前から住宅敷地として利用していたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第2号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号4の25号につきましては、申請人が駐車場及び進入路として利用している追認案件です。用途指定地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。12月19日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の25号の申請地は、明見交番の南東約150mに位置しております。始末書によりますと、平成17年頃から駐車場及び進入路として利用していたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第5委員会からの説明について、質疑

がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の2件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第4委員会の受理番号5の74号については取り下げられておりますのでご報告いたします。それでは、第1委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優君）

【議案第3号 第1委員会の3件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の75号につきましては、借受人が申請地を借り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の76号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の80号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、宿泊施設建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子君）

第1委員会から報告いたします。12月19日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の75号及び76号の申請地は、業務スーパー富士吉田店の南東約280mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

受理番号5の80号の申請地は、マクドナルド富士吉田店の北約60mに位置しており、宿泊施設建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の3件について採決いたします。第1委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第3号 第2委員会の1件の朗読後】

第2委員会の受理番号5の82号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、駐車場とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。
ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員（小野 利壹 君）

第2委員会から報告いたします。12月19日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の82号の申請地は、ローソン下吉田店の北約75mに位置しており、駐車場とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に第3委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第3号 第3委員会の2件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の77号につきましては、申請人が貸資材倉庫として利用し

ている追認案件です。用途地域内の第3種農地であり、違法状態を解消するものであることから、許可相当と考えます。

受理番号5の78号につきましては、申請人が資材置場として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地であり、違法状態を解消するものであることから、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。12月19日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の77号及び78号の申請地は、富士吉田消防署の北約180mに位置しております。始末書によりますと、申請地は、平成5年頃から貸資材倉庫及び資材置場として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

受理番号5の78号について、個人ですか、会社ですか。

○ 事務局

会社として3分の1、個人として3分の1の持ち分がある申請となります。追認案件です。

○ 委員

受理番号5の77号もそうですか。

○ 事務局

受理番号5の77号は、賃貸借の申請となります。持ち分は設定されない案件となります。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の2件について採決いたします。第3委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優君）

【議案第3号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号5の81号につきましては、借受人が申請地を借り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫君）

第4委員会から報告いたします。12月19日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の81号の申請地は、ローソン大明見三丁目店の南西約160mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に第6委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優君）

【議案第3号 第6委員会の1件の朗読後】

第6委員会の受理番号5の79号につきましては、借受人が申請地を借り受け、資材置場、駐車場、事務所用地として一時転用するものです。用途地域外の第2種農地でありますが、駅から300m以内であることから、第3種農地に当てはまるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第6委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第6委員会委員長（志村 金三君）

第6委員会から報告いたします。12月19日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の79号の申請地は、寿駅の北西約15mに位置してお

り、資材置場、駐車場、事務所用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第6委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

期間については

○ 事務局

2年間です。寿駅の拡幅工事の関係となります。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第6委員会の1件について採決いたします。第6委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の8件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第六、議案第4号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

それでは、第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優君）

【議案第2号 第2委員会の1件の朗読後】

第2委員会の受理番号73の4号につきましては、令和6年11月の定例総会において5条申請が提出され許可済みであります。この度の変更申請は、工期の延長に伴う計画の変更であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

どのくらいの延長でしょうか

○ 事務局

5か月間の期間延長となります。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第七、議案第5号、「農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優君）

本件につきまして、農業委員会は「農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項」の規定により山梨県農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請できることとなっております。

今回の案件は、2件です。筆数累計は2筆、面積合計は2,458m²です。すべて農用地の利用を継続する案件となります。詳細につきましては、資料をご覧いただきたいと存じます。

本件はいずれも、借受人は「全部効率利用要件、並びに農業関係法令の遵守状況」を満たしており、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、適当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

こちらは使用貸借ですか

○ 事務局

使用貸借です。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

以上で、令和7年12月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会 12 月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦労様でした。

閉会 午後 2 時 51 分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 1 月 25 日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 宮下 師貴

委 員 権正 常夫